

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は株式会社イクヨと称し、英文では IKUYO CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) ゴム製品、合成樹脂製品、金型その他工業製品の製造、加工および販売
- (2) 不動産の売買・斡旋
- (3) 産業廃棄物の再生処理業及び再生加工業
- (4) 投資業務
- (5) 企業経営、資産運用、知的財産、資本政策、M&A等に関するコンサルティング、アドバイザリー、マーケティングリサーチ、業務委託および仲介・斡旋業務
- (6) 食料品、飲料、酒類、医薬品、衣料品、家庭用品、日用雑貨用品、化粧品、玩具、電気製品等の輸出・輸入、並びに卸売、小売等の販売、貿易業務
- (7) 古物の輸出入、卸売及び販売
- (8) 木材、竹、石材、鉱石、石炭、木炭、鉄鋼材、非鉄金属材料、合成樹脂、砂、セメント、紙、ガラス、化学製品、工業用材料その他各種資材の輸出入、販売、加工およびこれらに関連する事業
- (9) 資源の有効な利用の促進に関する法律その他関連法令に基づく指定再資源化製品の回収・再資源化事業
- (10) EV重機、建設機械、自動車関連部品、スマートデバイス、資源・環境資材、難燃剤、機能建材、石油製品、高機能素材、機能化学品、合成樹脂、電池材料、炭素製品、難燃助剤等の輸出入、販売およびリース業務
- (11) 広告業、広告代理業及びマーケティング業務
- (12) 持株会社としてのグループ経営の統括およびその子会社の経営管理
- (13) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (14) 自動車、二輪車および中古自動車の販売、リース、修理、整備、カスタマイズ、板金塗装、輸出入ならびにそれらに関する部品・用品・関連機器の企画、販売およびリース業務
- (15) 自動車の運転者および車両管理者の派遣、自動車運転代行業、一般貨物自動車運送事業、ハイヤー・タクシーの業務、カーシェアリングおよびレンタカー事業
- (16) 各種ロボットの設計、開発、製造、輸出入、販売およびリース業務
- (17) 人工知能及び人工知能関連技術の研究、開発及びこれに関するサービスの企画、開発、運営
- (18) 再生可能エネルギー、水素に関する事業
- (19) 暗号資産、暗号資産交換業の運営及び資金移動業の運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売



- (20) 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理
- (21) 暗号資産のマイニング及びブロックチェーンの検証又は認証
- (22) 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、制作、プロモーション、販売、運営、使用許諾及び保守
- (23) 投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの組成、管理及び運営
- (24) 金銭の貸付け、債務の保証及び引受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
- (25) 上記に附帯する一切の行為

第 3 条（本店の所在地）

当社は本店を東京都港区に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、6, 0 0 0 万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

- 1、当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。
- 3、当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当社の株式、新株予約権及び株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条 (招 集)

当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。

第 13 条 (基準日)

当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集権者及び議長)

- 1、株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2、取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 (電子提供措置等)

- 1、当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2、当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 (決議の方法)

- 1、株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。
- 2、会社法第 309 条第 2 項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。

第 17 条（議決権の代理行使）

- 1、株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2、前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数と任期）

- 1、当社の取締役は、10名以内とする。
- 2、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 20 条（取締役の選任）

- 1、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
- 2、取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

- 1、当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
- 2、取締役社長は、当社を代表する。
- 3、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1、取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2、取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発する。
ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

第 24 条（取締役会の決議方法）

- 1、取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。
- 2、当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第 26 条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

- 1、当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2、当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条（監査役の員数と任期）

- 1、当社の監査役は、4名以内とする。
- 2、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3、補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 31 条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

第 32 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対し発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

第 34 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。

第 35 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印する。

第 36 条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。

第 37 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 38 条（監査役の責任免除）

- 1、当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2、当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 39 条（選 任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 40 条（任 期）

- 1、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 41 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 42 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 43 条 (剰余金配当の基準日)

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第 44 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。

第 45 条 (配当の除斥期間等)

- 1、配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- 2、未払の配当財産金には利息をつけない。

以 上

この字は原本と相違ないことを
証明します。2026年6月8日

東京都港区赤坂4-9-25 新東洋赤坂ビル2F

株式会社 イ ク ヨ

代表取締役 孫 峰

